

第5節 東南アジア

1 全般

東南アジアは、マラッカ海峡や南シナ海など、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝ようしゅうを占めており、わが国にとって重要な地域である。この地域の各国は、政治的安定と着実な経済発展に努力し、程度において差があるものの、総じて近年経済的な発展を遂げている。各国とも、経済発展などにもとない、域内各国間および域外との相互依存関係が深化してきている。この地域には、南沙諸島なんさなどの領有権をめぐる対立や、少数民族問題、分離・独立運動、イスラム過激派などが依然として不安定要素として存在しているほか、船舶の安全な航行を妨害する海賊行為なども発生している¹。これらの問題に対処するた

め、この地域の各国は、伝統的な国防のほか、テロ対処、海賊などの新たな安全保障上の課題にも応じた軍事力などの形成に努めている。近年では経済成長などを背景として、特に、海・空軍力を中心とした軍の近代化が進められてきている。

なお、この地域において、米国は多国間軍事演習「コブラ・ゴールド」や「協力海上即応訓練 (CARAT)²」Cooperation Afloat Readiness and Trainingなど累次にわたる共同軍事演習や軍事技術供与、軍事援助などを実施し、東南アジア諸国との間で信頼関係を構築し、東南アジア諸国の即応能力の強化に努めている。

(図表 I -2-5-1 参照)

2 各国の国防政策

1 シンガポール

シンガポールは、狭隘な国土に国民とその財産が密集し、経済などの面で諸外国との相互依存が進んでいることから、平和と安定を維持するため、外交と抑止を国防の二本柱とし、国家予算のうち国防予算が約4分の1を占める¹など、国防に高い優先度を与えている。国防政策としては、東南アジア地域内外の各国軍との対話、信

頼醸成、協力の強化と「総力防衛 (Total Defense)²」を推進することとしている。また、戦争、テロ、平和維持活動、人道的危機に適切かつ柔軟に対応する必要性に直面していることから、限られた資源で効果的に対応するため「第三世代シンガポール国軍」³への改編を行い、装備の近代化と運用能力の向上に努めている。

装備の近代化については、シンガポールは東南アジアで最も早く早期警戒機や空中給油機、潜水艦救難母艦を

¹-1 国際商業会議所 (ICC) 国際海事局 (IMB) のレポートによると、東南アジアにおける海賊件数は、03 (平成15) 年170件、04 (同16) 年158件、05 (同17) 年102件、06 (同18) 年83件、07年 (同19) 年70件、08 (同20) 年54件、09 (同21) 年45件、と減少傾向にあったが、10 (同22) 年には70件に増加している。

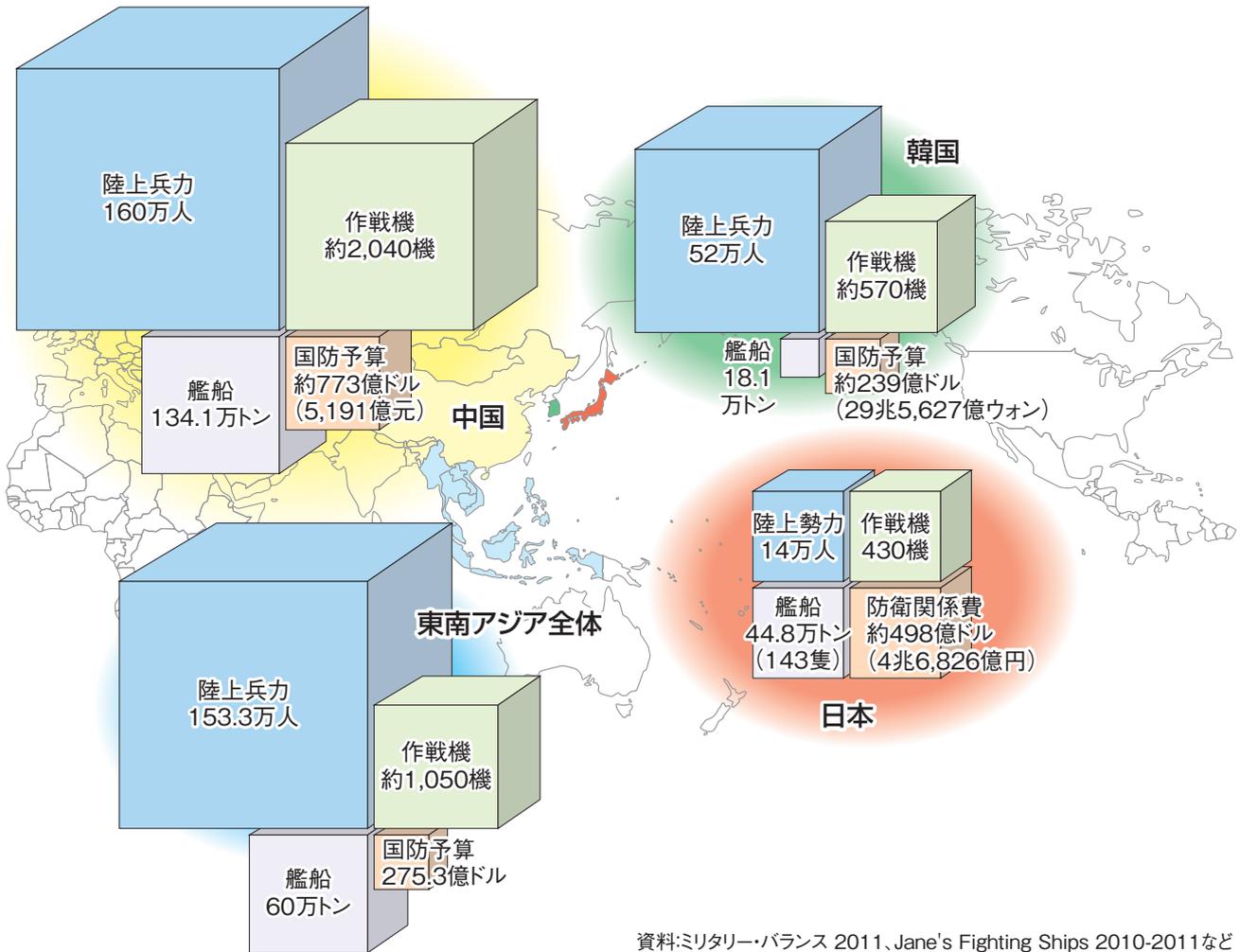
² CARATは、米国が東南アジア7か国 (ブルネイ、カンボジア (10 (平成22) 年初参加)、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) との間で行っている、一連の二国間演習の総称である。10 (同22) 年にはバングラデシュも参加している。同様の演習として、米国と東南アジア6か国 (ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ) との間で「東南アジア対テロ協力 (SEACAT: Southeast Asia Cooperation Against Terrorism)」も実施されている。

²-1 国防予算が国家予算に占める割合は、00 (平成12) 年から11 (同23) 年まで24～32%台で推移している。また、国防予算はGDPの6%以下とされており、00 (同12) 年から10 (同22) 年まで3～5%台で推移している。

² 少ない人的資源と近代戦の性質変化という認識のもと、国防は通常の軍事力のみでは達成できないとの判断に立ち、心理、社会、経済、民事、軍事の五分野にわたって国民を組織化する「総力防衛 (Total Defense)」を推進している。

³ 「第三世代シンガポール国軍」では、統合化・ネットワーク化、全体的な能力向上、技術的な進歩の三点を重視している。

図表I-2-5-1 東南アジアと日中韓との兵力及び国防予算の比較(10(平成22)年)



資料:ミリタリー・バランス 2011、Jane's Fighting Ships 2010-2011など

- (注) 1 各ブロックの大きさは日本を基準としたときの相対的な大きさを表す。
 2 日本については、平成21年度末における各自衛隊の現員を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く。)および海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
 また、わが国の防衛関係費はSACOなどを除いた額。
 3 中国の国防予算は、10(平成22)年の全国人民代表大会における財政報告による。
 4 韓国の国防予算は、国防白書等による10(平成22)年の数値。
 5 中国および韓国の国防予算のドル表示は、平成22年度の支出官レート1ドル=94円、1元=14円、1000ウォン=76円で換算したもの。
 6 日本の防衛関係費のドル表示は、平成22年度の支出官レート1ドル=94円で換算したもの。

導入⁴するなど、積極的に取り組んでおり、運用能力の向上についても、狭隘な国土による訓練区域の制限を解消すべく、海外へ部隊を駐留させ、継続的に訓練を実施している⁵。

シンガポールは、地域内外の各国と防衛協力協定を締結している⁶ほか、東南アジア諸国との友好協力関係を基軸とした地域協力を努力している。また、この地域の安定と発展のため、米国のアジア太平洋におけるプレゼンスを支持してきており、90（平成2）年には、両国は了解覚書を締結し、米国がシンガポール国内の軍事施設を利用することを可能とした。これにより、米軍は中東やアフリカの緊急事態にも迅速に対応できるようになっている。米国は、シンガポールを「主要な安全保障協力パートナー」と位置づけており、05（同17）年7月、両国は、「防衛および安全保障分野でのより緊密な協力パートナーシップのための戦略的枠組み協定」を締結し、反テロ、大量破壊兵器の拡散防止、共同軍事演習・訓練、政策対話などの分野における一層の協力強化に合意した。また、11（同23）年6月、ドイツ国防長官（当時）は第10回IISSアジア安全保障会議において、シンガポールに米国の沿海域戦闘艦（LCS）を配備する方針を表明した。
Littoral Combat Ship

シンガポールは国際平和協力活動にも積極的に参加しており、小規模ではあるものの、国連平和維持活動のほか、イラク、アフガニスタン、アデン湾などに人員、航空機および艦艇を派遣している⁷。

2 マレーシア

マレーシアは、周囲をASEAN各国に囲まれていることなどから、自らの戦略的利益が周辺諸国のそれと不可分であるとし、ASEANおよびその構成国への脅威は、マレーシアへの脅威とみなすと認識している⁸。

このため、マレーシアは、周辺諸国との二国間関係の強化、ASEANの強化、イスラム諸国との協力、南々協力、内政不干渉原則の維持などを外交政策の基本とし、国防政策については、「自立（Self-Reliance）」、「域内協力（Regional Cooperation）」および「域外からの支援（External Assistance）」を原則としている⁹。防衛構想としては「抑止」と「総力防衛（Total Defence）」を掲げ、侵略を拒否できる戦略と信頼性の高い軍事力の養成が重要であるとし、軍のみならず全国民の関与が必要であるとしている。

マレーシアは二国間での演習を実施し、米国や豪州、インドなど他国との軍事協力を進めているものの、「5か国防衛取決め（FPDA）」Five Power Defence Arrangements以外の多国間演習には参加せず、FPDAを中心とした安全保障体制を維持している。

また、インドネシアやフィリピンといった他の東南アジア諸国同様、マレーシアも国連平和維持活動に積極的に参加しており¹⁰、アデン湾の海賊対策活動にも部隊を派遣している。

3 インドネシア

今後数年間、国外からの伝統的な軍事的脅威の兆候は見られないものの、近年、国境を越える安全保障上の脅

4 シンガポールは、87（昭和62）年に早期警戒機E-2C、97（平成9）年に空中給油機KC-135R、08（同20）年に潜水艦救難母艦を導入している。

5 米国アイダホ州でF-15SG、アリゾナ州でF-16を常駐させて飛行訓練を行っているほか、フランス、豪州、ニュージーランド、ブルネイなどに部隊を長期間派遣して訓練を行っている。

6 03（平成15）年にインド、05（同17）年にドイツ、08（同20）年に中国および豪州、09（同21）年には、ニュージーランド、ベトナムおよび韓国とそれぞれ防衛協力協定を締結している。また、同年12月には、わが国とシンガポールは防衛交流に関する覚書を締結した。

7 イラクには03（平成15）年11月から08（同20）年12月にかけて、揚陸艦や輸送機、空中給油機などを合計11回派遣した。アフガニスタンには07（同19）年5月から10（同22）年1月までの間に歯科医官や建設工兵隊などを派遣したほか、10（同22）年8月からは無人機タスク・グループを派遣し偵察任務に当たっている。さらに、09（同21）年4月以降、シンガポール国軍は揚陸艦を中心とした任務部隊を2度にわたリソマリア沖・アデン湾海賊対策に派遣し、11（同23）年4月からは空軍のF-50哨戒機1機を派遣し、CTF-151隷下で活動を行っている。

8 マレーシア国防省HPによる。

9 マレーシア国防省は「自立」、「域内協力」および「域外からの支援」について、次のように説明している。

- ・「自立」とは、戦闘部隊のみならず、兵站支援体制や防衛産業も自立できるようにすること。
- ・「域内協力」とは、ASEAN諸国内での強力な二国間防衛協力を推進すること。
- ・「域外からの支援」とは、特に脅威のレベルが自らの能力を超えるときに域外からの支援を求めることであり、「5か国防衛取決め（FPDA：Five Power Defence Arrangements）」の枠組みを活用するもの。

10 マレーシアは11（平成23）年5月末現在、UNIFIL（国連レバノン暫定隊）に781名、UNMIT（国連東ティモール統合ミッション）に232名など、合計1,098名を国連平和維持活動に派遣している。

威が増大してきているとの認識に立ち、インドネシアは非軍事的な安全保障上の問題も国防上の問題として扱っている¹¹。このため、インドネシアは、全国民が全ての資源を用いてインドネシアの独立、国家主権、領土保全、国家統一を堅持するとの理念のもと、「軍事防衛」と「非軍事防衛」それぞれの活動を通じた「総力防衛 (Total Defence)」を推進している。また、軍人による政治・ビジネスへの関与の禁止、軍と警察の分離などの国軍改革も実行中である。

外交政策としては、インドネシアは東南アジア諸国との連携を重視し、基本的理念として独立かつ能動的な外交を展開するとしており、国防政策においても、国家の安全を他国に依存することはないとしている。しかし、米国との防衛・軍事協力はインドネシアの国防力発展に重要であり、インドネシアの国益のみならず、地域の安全保障上の利益にとっても重要である¹²として、近年、軍事教育訓練や装備品調達の分野で協力関係を強化している。

東ティモールでのインドネシア軍の活動をめぐって、一時的に米国との「国際軍事教育訓練 (IMET)」などは停止されていたが¹³、米国は、05 (同17) 年にこれを再開し、インドネシアに対する武器輸出の再開も決定した。

09 (同21) 年1月、インドネシアは、米国との間で海軍特殊部隊による共同演習を行ったほか、10 (同22) 年6月には、両国間で「防衛分野における協力活動の枠組み協定 (Framework Arrangement on Cooperative Activities in the Field of Defense)」¹⁴を締結した。

また、同年7月、ゲイツ米国防長官 (当時) がインドネシアを訪問してユドヨノ大統領およびプルノモ国防大臣と会談し、インドネシア陸軍特殊部隊 (KOPASSUS) との協力の開始を含む軍事協力の強化で合意した。

インドネシアは、国連平和維持活動への参加が国際社会での地位向上につながると認識し、積極的に要員を派遣している¹⁵。

4 タイ

タイは、柔軟な全方位外交政策を維持しており、東南アジア諸国との連携や、わが国、米国、中国といった主要国との協調を図っている。タイの国防政策は、①軍の国防能力を向上させ、関連政府機関との調整・統合を行うこと、②近隣諸国、地域社会および国際社会との安全保障協力関係を強化することの2つの要素から成り立っている。その上で、「安全保障協力 (Security Cooperation)」、「総合防衛 (United Defence)」、「積極防衛 (Active Defence)」の3つの柱から成り立つ国防戦略を採用¹⁶し、近隣諸国との緊密な協力、国防能力の整備、軍・国防省の改革を進めている。

タイは、大規模侵攻のような伝統的脅威のリスクは減少したものの、国際テロなどの非伝統的脅威のリスクは増加しており、特にタイ南部の分離独立主義武装勢力などによる治安悪化が、今後の国家的な課題であるとしている¹⁷。また、タイは隣国であるミャンマーおよびカンボジアとの間で国境未画定問題を抱えており、カンボジアとの間では、これをめぐって時折緊張が高まる場面も

11 「インドネシア国防白書2008」による。

12 「インドネシア国防白書2008」による。

13 IMETとは、米国の同盟国および友好国の軍関係者に対し、米国の軍教育機関などへの留学・研修の機会を提供するものである。インドネシア当局による東ティモール独立運動に対する弾圧への措置として、米国は、92 (平成4) 年にIMETを停止し、95 (同7) 年に一部制裁措置を解除したものの、99 (同11) 年に再び停止していた。

14 具体的には、安全保障対話、教育訓練、防衛産業、軍事装備品の調達、海上安全保障、その他合意に基づく分野において、既存の協力活動を統合するものとされる。

15 11 (平成23) 年5月末現在、インドネシアは、UNIFIL (国連レバノン暫定隊) に1,434名、MONUSCO (国連コンゴ民主共和国安定化ミッション) に192名など、合計1,799名を国連平和維持活動に派遣している。

16 「タイの国防2008」によると、「総合防衛」とは、国家防衛のために、軍事、政治、経済、社会心理、科学技術などの国力を軍が統合することであるとされる。また、「積極防衛」とは、軍が独力で抑止力として機能し、紛争解決ができるように、全ての軍事資源を準備、強化、発展、管理することであるとされる。

17 「タイの国防2008」による。

タイ南部では、タイからの分離独立を標榜するイスラム系武装集団によるとみられる襲撃、爆弾事件などが続発している。

18 プレアビヒア寺院およびその周辺地域などにおいて、11 (同23) 年2月および同年4月から5月にかけて、タイおよびカンボジア両国軍が衝突し、双方に死傷者が出る事態となった。

見られる¹⁸。タイにとっては、同国南部の治安情勢の悪化が現実的な懸念であるものの、国防能力の整備については、東南アジアで唯一の空母を保有¹⁹するほか、海・空軍を中心とした近代化が進められている。

安全保障協力の中核となる米国との関係について、タイはアジア・太平洋地域の米軍プレゼンスを、一部の国にとっては安全保障上の懸念であるものの、多くの国にとっては安全保障を担保するものであるとしている²⁰。冷戦期からの協力の積み重ねにより、タイは米国と良好な関係を築いており、50（昭和25）年に軍事援助協定を締結して以降、協力関係を維持し、82（同57）年より合同軍事演習「コブラ・ゴールド」を行っている。同演習は、00（平成12）年以降、多国間演習となり、内容も人道支援活動、災害救援など戦闘目的以外の項目についての訓練も含まれている²¹。

タイは国連平和維持活動を始めとして、これまでイラクやアフガニスタンなどにも部隊を派遣し、国際平和協力活動に積極的に取り組んでいる²²。03（同15）年には、米国が主導するテロとの闘いに積極的に参加していることを評価して、米国はタイを「主要な非NATO同盟国（Major Non-NATO Ally）」²³に指定している。また、タイは、10（同23）年10月、海賊対処のため、初めてソマリア沖・アデン湾に海軍艦艇2隻を派遣した²⁴。

5 ベトナム

ベトナムは、冷戦期においては旧ソ連が最大の支援国であり、02（同14）年までロシアがカムラン湾に海軍基地を保有していたが、旧ソ連の崩壊後、米国と国交を樹

立するなど、急速に外交関係を拡大させた。現在、ベトナムは全方位外交を展開し、多国間参加型・多様性尊重といった外交政策を掲げ、全ての国家と友好関係を築くべく、積極的に国際・地域協力に参加するとしている。また、独立戦争の経験から、独立・国家主権・統一・領土保全などは他国から厳に尊重されなければならないと強調し、ベトナムはいかなる軍事同盟にも参加せず、国内において外国が軍事基地を保有することを認めないとしている。国防政策としては、「全人民による国防（all-people national defence）」²⁵を旨とし、社会・経済発展のために平和で安定した環境を維持すること、工業化・近代化を達成すること、社会主義市場経済を建設することが重要な国益であり国防政策の目的であるとしている。

ベトナムは、東南アジア地域について、武力紛争に発展しかねない緊張状態が未解決のまま存在しており、領有権問題は複雑化し、特に南シナ海における主権と国益に関する問題が顕在化しつつあると認識している²⁶。また、ベトナムは、国連と平和維持活動を高く評価しており、テロ対策や、テロとの闘いといった国際協力については、国連の枠組みのもとで、国連憲章と国際法を遵守して行われるべきものであるとしている。

ロシアとは冷戦期から国防分野を中心とした関係が深く、ベトナムはその装備品をほぼロシアに依存している。01（同13）年に、両国は「戦略的パートナーシップに関する宣言」に調印し、国防分野での協力を強化することで合意した。

米国との関係では、05（同17）年6月に「国際軍事教

19 空母「チャクリ・ナルエベット」は、スペインで建造され、97（平成9）年に就役した。満載排水量約11,500トンで、全長約180m、全幅約30mである。捜索救難活動およびEEZでの監視が主な任務とされているが、予算不足のため、通常はほとんど航行していないと指摘されている。

20 「タイの国防2008」による。

21 11（平成23）年2月の同演習には、タイ、米国、日本、シンガポール、インドネシア、韓国、マレーシアなどが参加し、防衛省・自衛隊からは約60名が参加した。

22 11（平成23）年5月末現在、タイは、UNAMID（ダルフール国連・アフリカ連合同盟ミッション）に821名、UNMIT（国連東ティモール統合ミッション）に18名など、合計866名を国連平和維持活動に派遣している。

23 「主要な非NATO同盟国」とは、米国の「1961年対外支援法」と「1987年ナン修正法」により定められたもので、指定国に対し装備品の譲渡など、軍事面での優遇措置を与えるもの。米国との緊密な軍事協力関係を示す象徴的意味合いも大きい。タイのほかには、オーストラリア、エジプト、イスラエル、日本、韓国、ヨルダン、ニュージーランド、アルゼンチン、バーレーン、フィリピン、クウェート、モロッコ、パキスタンの14か国が指定されている。

24 タイ外務省は、09（平成21）年にソマリア沖で海賊に襲撃された同国の商船、漁船が合わせて6隻に上ったことを踏まえ、同海域を航行する同国の艦船および乗員の護衛とともに、国際社会の一員として国際安全保障問題の解決に貢献し責任を果たすためとして、10（同22）年9月から11（同23）年1月まで、海軍艦艇および特殊部隊を派遣した。

25 全人民国防とは、ベトナム共産党の指導のもと、国民の団結と政治システムを結合し、国防力を構築するものであるとされる。

26 「ベトナムの国防2009」による。

育訓練 (IMET)」に関する署名が行われ、両国の軍事協力面において大きな進展が見られた。06 (同18) 年以降、米国防長官のほか、米太平洋軍司令官など米国防関係者が頻繁にベトナムを訪問し、07 (同19) 年4月には、米国はベトナムに対する武器禁輸措置を部分的に解除した²⁷。10 (同22) 年8月、両国の国交正常化15周年を記念して米海軍のミサイル駆逐艦ジョン・マケインがベトナムに寄港したほか、初の次官級防衛対話を実施された。さらに、同年10月には、拡大ASEAN国防相会議 (ADMM プラス) への参加のためゲイツ米国防長官 (当時) がベトナムを訪問し、タイン国防相と会談している。

6 フィリピン

フィリピンは、国内の反政府武装勢力によるテロ活動を安全保障上の最大の脅威として認識している。また、04 (同16) 年以来、PDR と呼ばれる国防改革プログラム (Philippine Defense Reform) に基づき、防衛計画、運用・訓練能力の向上、軍機構

改革、軍の近代化などの分野で改革を推進中である。

フィリピンと米国の関係は歴史的にも深く、従来から密接な軍事協力関係が維持されている²⁸。92 (同4) 年に駐留米軍が撤退²⁹した後も、相互防衛条約および軍事援助条約は維持され、両国間の協力関係は継続している。両国は、即応体制や相互運用性の向上を目的とした大規模な演習である「バリカタン」を00 (同12) 年以降毎年行っているほか³⁰、「バランスピストン」、「タロンビジョン」などの共同演習を行っている。また、米国は、フィリピンを「主要な非NATO同盟国 (Major Non-NATO Ally)」³¹に指定している。11 (同23) 年1月には、キャンベル米國務次官補がフィリピンを訪問し、両国の間で初の戦略対話が行われた。また、同年6月に行われた両国の外相会談において、クリントン米國務長官は、南シナ海における最近の事案を踏まえて関係国に自制を求めつつ、フィリピンの防衛へのコミットメントを強調した。

3 各国の軍の近代化

東南アジアの各国は、近年、経済成長などを背景として軍の近代化を進めている。

シンガポールについては、09 (平成21年) 5月、米国製F-15戦闘機の初回納入分4機を、米国アイダホ州に駐留しているシンガポールの分遣隊が受領している。合計24機を保有する計画で、12 (同24) 年までに全機がシンガポール側に納入される予定である。シンガポールはF-35共同開発にもアジアで最初に参加している。また、シンガポールの海軍力については、09 (同21) 年、

ステルス性能を有するフランス製フォーミダブル級フリゲート6隻全ての就役が完了した。さらに、05 (同17) 年にスウェーデン製の中古潜水艦2隻を購入し、09 (同21) 年に1番艦が、10 (同22) 年に2番艦が進水している。

マレーシアは、07 (同19) 年からロシア製Su-30戦闘機の導入を開始し、09 (同21) 年、18機全ての納入を完了させた。海軍力については、マレーシアとしては初となる潜水艦 (フランスとスペインが共同開発したス

27 武器国際取引規則を修正し、ベトナムに対する非殺傷性武器の輸出が、個別の許可・承認の条件のもとで可能になった。

28 フィリピンは、憲法で、米比軍事基地協定が91 (平成3) 年に満了した後は、上院で適正に承認された条約で、さらに議会が要求する場合には国民投票により承認された条約によらない限り、「外国の軍事基地、軍隊、施設はフィリピン国内では認められない」としているが、米国との間では相互防衛条約および軍事援助条約のほか、98 (同10) 年に「訪問米軍の地位に関する条約」、02 (同14) 年には「相互補給支援協定」を締結して、米国との密接な軍事関係を維持している。

29 47 (昭和22) 年に締結された米比軍事基地協定が66 (同41) 年に改定された際、フィリピン国内の米軍基地の駐留期限が91 (平成3) 年までと設定された。90 (同2) 年から軍事基地協定をめぐる交渉が開始されたが、交渉は難航し、さらに91 (同3) 年のピナツポ火山の噴火によりクラーク空軍基地は使用不能になった。同年、両国は米比友好協力安保条約に署名したが、フィリピン上院が同条約の批准を拒否し、代わりに行政協定締結交渉も合意に達しなかったため、同年12月、米国と合意の上、フィリピンは米国の軍事基地協定の事前終了通告を发出した。91 (同3) 年11月にクラーク空軍基地、92 (同4) 年11月にスービック海軍基地が返還され、両基地の駐留米軍部隊はグアム、沖縄などに移駐した。その後、両国は98 (同10) 年に「訪問米軍の地位に関する協定」に調印し、米軍がフィリピン国内で合同軍事演習などを行う際の米軍人の法的地位などを規定した。

30 「バリカタン」は91 (平成3) 年から行われているが、95 (同7) 年から99 (同11) 年の間はフィリピンの国内情勢により中断し、00 (同12) 年に再開された。

31 注23を参照。

コルペン級潜水艦)が09(同21)年1月に就役し、2番艦も同年11月に就役した。また、00(同12)年に発注したドイツ製ケダ級コルベット6隻については、10(同22)年中に全てが就役した。

インドネシアは10(同22)年までに、ロシア製Su-27戦闘機およびSu-30戦闘機をそれぞれ5機導入している。また、海軍力については、09(同21)年、オランダ製シグマ級コルベット4隻の就役が完了した。さらに、インドネシアは07(同19)年9月、ロシアとの間で、軍事技術および防衛協力の強化で合意し、10億米ドル規模

のロシア製兵器の調達を政府借款で行う合意書に署名しており、この合意にはキロ級潜水艦2隻などの兵器が含まれていると伝えられている。

タイは07(同19)年に、スウェーデン製JAS-39戦闘機12機および早期警戒システムを搭載した航空機2機の導入を決定し、このうち最初のJAS-39戦闘機6機が、11(同23)年2月に納入された¹。また、タイは現在潜水艦を保有していないが、潜水艦調達の検討を開始したとも伝えられている²。

ベトナムは04(同16)年にSu-30を4機導入しているが、同機を追加導入する報道もなされている³。また、09(同21)年12月、ベトナムがロシアからキロ級潜水艦6隻を購入する契約を締結したと伝えられている⁴。11(同23)年3月には、06(同18)年にロシアと建造契約を結んでいたゲパルト級フリゲート艦2隻のうち1隻が就役したと報じられている。

東南アジアの国々の多くは近年国防費を伸ばしており、これが装備の近代化を可能にしている要因の一つであると考えられるが、このほかに、近隣諸国の軍事力発展に反応するという東南アジア各国間の関係や、中国の影響力の拡大、地域安全保障機構の信頼醸成措置としての役割が十分でないことがその背景にあるとの指摘がある⁵。



アーチャー級潜水艦(2番艦)の進水
〔シンガポール国防省〕

4 南シナ海をめぐる動向

南シナ海においては、南沙諸島¹や西沙諸島の領有権などをめぐって東南アジア諸国と中国の間で主張が対立している²ほか、近年は、海洋における航行の自由など

をめぐる、周辺諸国のみならず、国際的な関心を高めている。

当初、中国は、同問題をめぐって、二国間交渉を主張

³-1 JAS-39の就役に伴い、11(平成23)年中にタイが保有するF-5戦闘機全てが退役予定である。

² 「タイの国防2008」は、「海軍の主要装備の近代化は、地域の安全保障協力の推進という観点から、近隣諸国との均衡にも配慮する必要がある」とし、「潜水艦は、タイ湾およびアンダマン海沿岸においてタイ海軍の水中作戦能力を向上させ、効果的な抑止兵器および攻撃的防御となる」としている。10(平成22)年1月、カムトーン・タイ海軍司令官は、「潜水艦を調達する理由は、軍事戦略を達成するためである。潜水艦は多くの目的に適い、必要である。潜水艦の購入が可能になった時に、準備万端であるようにしておきたい。」と述べたと伝えられている。

³ ロシアの国営兵器輸出企業「ロスオポロンエクスポート社」副社長が、09(平成21)年8月、10(同22)年までにベトナムに8機のSu-30を供給する旨述べたと報じられた。

⁴ 09(平成21)年12月、ベトナムが総額約20億ドルで、キロ級潜水艦6隻の調達に同意し、今後ロシアにおいて1年に1隻のペースで建造されるであろう、と報じられた。

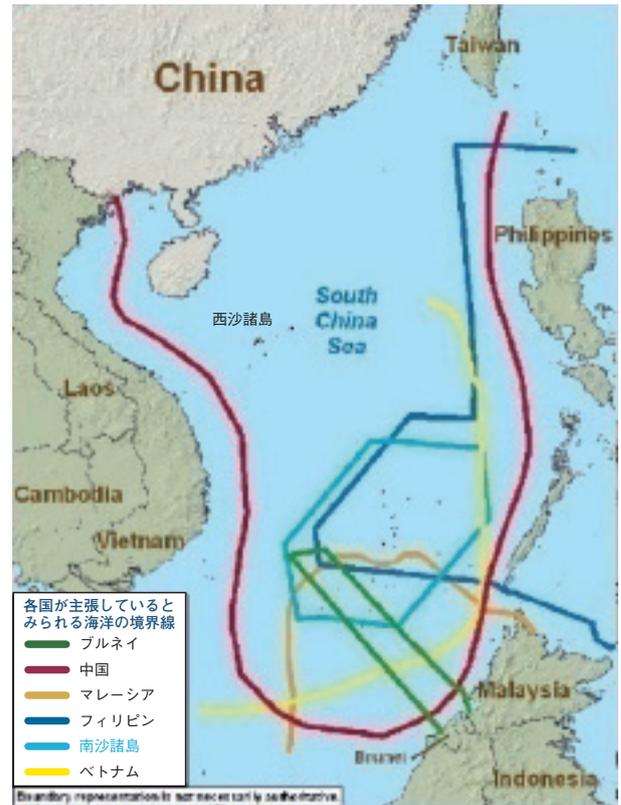
⁵ 英国の国際戦略研究所(IISS:The International Institute for Strategic Studies)による「ミリタリーバランス(2011)」などによる。

⁴-1 南沙諸島の周辺は、石油、天然ガスなどの海底資源の存在が有望視されるほか、豊富な漁業資源に恵まれ、また、海上交通の要衝でもある。

² 現在、南沙諸島については、中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア、ブルネイが領有権を主張しており、西沙諸島については、中国、台湾、ベトナムが領有権を主張している。

してきたが、その後、関係国全体として平和的な解決を目指す動きが見られ、02（平成14）年11月には、東南アジア諸国連合（ASEAN）と中国の首脳会議で、領有権問題の平和的解決へ向けた「南シナ海における関係国の行動宣言」³が署名された。また、10（同22）年10月に開催されたASEANと中国の首脳会議においては、同宣言の履行に向けた努力のほか、「南シナ海における地域行動規範」⁴の策定に向け、合意を基本として作業を行う方針が確認された。このほか、中国は、主権問題を棚上げした形で、同諸島海域での資源開発を優先するよう関係国に対して積極的に働きかけている⁵。

一方、南沙諸島および西沙諸島をめぐる、周辺国などによる領有権主張のための活動の活発化や、これに対する抗議の表明の動きなどが見られる⁶。10（同22）年には、中国が南シナ海を「核心的利益」に位置付けたと報じられたほか、中国の法執行機関による監視活動の強化などによって周辺諸国との摩擦が生じていると指摘されている⁷。



【出典：米国防省「中華人民共和国の軍事および安全保障の進展に関する年次報告」（10（平成22）年8月）】

- 3 「南シナ海における関係国の行動宣言」は、南シナ海における問題を解決する際のおおまかな原則について明記された政治宣言である。
- 4 「南シナ海における地域行動規範」案は、99（平成11）年のASEAN外相会議でフィリピンにより提案された。同規範については、「南シナ海における関係国の行動宣言」よりも具体的な行動を定め、かつ法的拘束力を有するとされる。
- 5 04（平成16）年9月には、フィリピンとの間で南沙諸島海域での共同油田探査が合意されたのに続き、05（同17）年3月には、フィリピン、ベトナムとの3か国で南シナ海における石油・天然ガスの共同探査を開始することが合意された。ただし、フィリピンは同合意の更新・延長に応じず、08（同20）年7月、同合意から離脱した。
- 6 南沙諸島をめぐる、88（昭和63）年に、中国とベトナムの海軍が武力衝突し一時緊張が高まったが、その後、大きな武力衝突は生起していない。しかし、中国に対しては、92（平成4）年の領海法制定、95（同7）年のミスター礁における建造物構築やその後の同建造物拡充などに関して、各国が反発した。その後も、たとえば、07（同19）年11月に中国は西沙諸島で軍事演習を行い、12月には、中国政府が南沙諸島を含む「三沙市」の設立を承認したと伝えられたことから、これに反発した民衆によるデモがベトナムで発生した。08（同20）年には、陳水扁・台湾総統（当時）が南沙諸島の太平島を視察したことに対し、ベトナム、フィリピンが非難、懸念などを表明した。09（同21）年2月には、フィリピンの「諸島基線画定法」の制定をめくり、中国がフィリピンに対し抗議したほか、台湾およびベトナムは、南沙諸島などが自国の領土に属しており、これを侵害する行為については一切認めない旨の声明を発表した。同年11月には、中国海南省政府が西沙諸島内の一部の島に村民委員会を設立すると決定したことに対して、ベトナムが「領有権を侵害する行為である」と非難したほか、同月、中国が西沙諸島に漁業監視船を派遣したことなどに対して、ベトナムはこれを重大な主権侵害であると中国に抗議した。11（同23）年2月には、中国海軍が西沙諸島内で軍事演習を行ったことに対して、ベトナム政府は「ベトナムの主権侵害であり、南シナ海行動宣言に違反する」と中国に抗議したほか、同年5月には、南沙諸島におけるベトナム国会議員選挙をめぐる、中国が「南沙諸島について一方的な行動は中国の主権を侵害し非合法かつ無効であり、南シナ海における行動宣言の精神に反する」と非難したことに対し、ベトナムは「内政問題である」として反発した。また、同年5月末、南沙諸島の周辺海域西方において中国が標柱などの新たな建造物を設置する動きがあったとして、フィリピンは中国に対して重大な懸念を表明した。
- 7 たとえば、09（平成21）年以降、西沙諸島周辺海域においては、中国当局がベトナム漁船を拿捕する事件がたびたび発生しており、10（同22）年にも複数のベトナム漁船が拿捕されたとされている。11（同23）年5月には、中国国家海洋局所属の「海監」船がベトナムの資源探査船によって曳航されていた調査用ケーブルを切断したと伝えられており、この事件に関してベトナムは、同国が排他的経済水域に対して有する重大な主権および管轄権の侵害であるとして中国側に抗議したが、中国は自国の管轄海域において実施した正常な海洋法執行活動であると反論している。ベトナムは、翌6月にも中国から同様の妨害行為を受けたと主張しており、これらの事件を受けて民衆による対中抗議デモがベトナムで発生している。

南沙諸島周辺海域においては、たとえば11（同23）年3月には、リード・バンク付近で石油資源探査を行っていたフィリピンの調査船が中国当局船によって退去命令などを受けたとされ、フィリピンは自国の排他的経済水域における活動を妨害されたとして中国に対して抗議している。また、同年5月には、同海域周辺で操業中のベトナム漁船が中国当局船から威嚇射撃を受けたと報じられている。

一方、中国の漁船が拿捕される事案なども発生しており、たとえば10（同22）年4月には、マレーシア海軍艦艇と航空機が中国の漁業監視船を追跡する事件が発生したと報じられている。

なお、中国は、たとえば、農業部漁業局所属で漁業管理などを担う「漁政310」（10（同22）年9月）のほか、国土資源部国家海洋局所属で海洋監視などを担う「海監75」（同年10月）および「海監84」（11（同23）年5月）を、それぞれ同海域を担当する部署に配備するなど、南シナ海海域における法執行活動の強化を図る動きを見せている。

南シナ海をめぐる問題については各国からの見解の表明も相次いでおり、たとえば10(同22)年7月のARF閣僚会議後の記者会見において、クリントン米務長官が南シナ海における航行の自由について言及したほか、同年10月の拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の場においては、各国から、南シナ海をめぐる問題の平和的な解決を望む旨の言及がなされた。また、11(同23)年5月に開催された第5回ASEAN国防相会議の共同

宣言においては、南シナ海をめぐる問題に初めて言及し、「南シナ海における関係国の行動宣言」の完全な履行や「南シナ海における地域行動規範」の策定作業の推進、航行の自由の重要性などを盛り込んでいる。このように、南シナ海をめぐる問題については、地域および国際社会の平和と安定に影響を及ぼす可能性も考えられ、引き続き関係国の動向や問題解決に向けた協議の行方が注目される。

5 地域内の協力

東南アジア諸国では、地域の多国間安全保障の枠組みとしてASEANの活用が図られている。アジア太平洋地域における政治・安全保障分野を対象とする対話のフォーラムであるASEAN地域フォーラム(ARF)に加え、06(平成18)年以降、ASEAN国防相会議(ADMM)が年1回のペースで開催されている。また、07(同19)年の第13回ASEAN首脳会議においては、15(同27)年までのASEAN共同体設立に向け、基本原則となるASEAN憲章¹が採択され、全加盟国の批准手続きの完了を受けて、08(同20)年12月に発効した。09(同21)年10月に開催された第15回ASEAN首脳会議において、域内の人権問題に関する「人権に関する政府間委員会」が正式に発足し、15(同27)年の共同体構築へ向けた動きが進んでいる。

また、ASEANは、域外国との関係拡大を重視しており、10(同22)年には米国およびロシアを含む対話国との間で首脳会議を開催したほか、同年10月、ASEAN国防相会議(ADMM)にわが国を含むASEAN域外国8

か国を新たなメンバーとする拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の第1回会議を開催する²など、引き続き域外国との関係強化に努力している³。

東南アジア地域においては、テロや海賊のような国境を越える問題など安全保障上の幅広い問題へ対応するため、ASEAN以外の枠組においても多国間の協力が進展している。この地域における主な海賊対策としては、インドネシア、マレーシア、シンガポールおよびタイによる「マラッカ海峡パトロール(Malacca Strait Patrols)」が実施されている⁴。また、わが国が提案・主導した「アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)」がRegional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia 06(同18)年に発効しており、海賊に関する情報共有および協力体制の構築を進めている⁵。

また、04(同16)年以降、マレーシア、シンガポール、英国、オーストラリア、ニュージーランドは「5か国防衛取決め(FPDA)」の枠組で、海上阻止訓練などを内容とする共同統合演習を行っている。

1 内政不干渉をかかげ、コンセンサス方式をとるASEANでは、これまでミャンマーなどに対して実効性のある措置が取られてこなかったことから、その機構改革の行方が注目されていたが、ASEAN憲章では、従来どおり全会一致を原則とし、一致が得られない場合には首脳会議が意思決定の方法を決めるとした。また、重大な憲章違反や憲章不遵守があった場合に、問題を首脳会議に付託することや、人権機関を設立することなどが盛り込まれ、ASEANの組織・制度強化が図られた。

2 10(平成22)年5月の第4回ADMMにおいて、ADMMプラスを創設することが決定された。

3 10(平成22)年10月の第17回ASEAN首脳会議に合わせて開催された第5回東アジア首脳会議(EAS: East Asia Summit)において、11(同23)年からの米国およびロシアのEASへ参加が正式に決定された。

4 同パトロールは、「マラッカ海峡海上パトロール(Malacca Strait Sea Patrol)」(04(平成16)年、インドネシア、マレーシアおよびシンガポールの3か国がマラッカ・シンガポール海峡の海賊などの警戒のため、各国の海軍が互いに連携を取りつつ、自国領域のパトロールを開始した「調整されたパトロール(Trilateral Coordinated Patrol)」に08(同20)年タイが加わったもの、05(同17)年に開始された航空機による共同パトロール(Eyes in the Sky)、および06(同18)年からの「情報交換グループ(Intelligence Exchange Group)」からなる。

5 海賊に関する情報共有体制と各国協力網の構築を通じ、海上保安機関間の協力強化を図ることを目的としている。11(平成23)年3月末現在、同協定の締約国は、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、デンマーク、インド、日本、韓国、ラオス、ミャンマー、オランダ、ノルウェー、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、ベトナムの17か国である。

6 地域の諸問題

東南アジアでは、域内各国の協力関係が進展する一方で、依然として不安定要素も存在している。

カンボジアとタイの間では、世界遺産に登録されたプレアビヒア寺院周辺の国境未画定地域の扱いをめぐる緊張状態が続いている。両国は、11（平成23）年2月に同地域で発生した銃撃戦を受け、ASEAN議長国であるインドネシア率いる停戦監視団の派遣に合意したが、同年4月には再び大規模な衝突が発生するなど、事態の解決に向けた交渉は難航している。その後、両国間の問題は、同年5月に開催されたASEAN首脳会議においても議論されたものの、両国の主張が平行線をたどっていることなどから、国際司法裁判所で判断される見通しとなった。

フィリピンでは、政府とイスラム系反政府勢力の Moro Islamic Liberation Front (MILF) が約40年にわたり武力衝突を繰り返してきたが、03（同15）年の停戦合意、04（同16）年からの国際監視団 (IMT) の活動により、和平プロセスが進展した。しかし、08（同20）年8月以降、懸案であった土地問題解決をめぐり武力衝突が再び激化し、同年11月末にIMTは活動を中止した。その後、09（同21）年12月に和平交渉を再開、同年2月末にIMT¹はミンダナオ島での活動を再開したが、アロヨ前政権下での和平合意は実現しなかった。アキノ政権下においても、11（同23年）3月以降、和平交渉が行われており、今後、ミンダナオ和平の最終合意が早期に達成することが望まれる²。

¹ 11（平成23）年3月末現在のIMTの構成国は、マレーシア、日本、ブルネイ、リビア、EU、ノルウェーであり、NGOも参加している。

² わが国は、09（平成21）年12月、日本、英国、トルコ、および4つのNGOから構成される国際コンタクト・グループ (ICG: International Contact Group) への参加を決定している。ICGは、ミンダナオ和平当事者への助言、和平交渉へのオブザーバー参加などを行っている。